

## 随意契約及び比較見積省略理由書

工事名 大阪府立狭山池博物館 事務室及び学芸室系統空調修繕工事

本工事は、大阪府立狭山池博物館既設地下埋設配管における冷媒漏洩を修繕するものである。この修繕については、既設地下埋設配管の更新は配管上に大型設備があるなど容易ではなく、また設計当時の建築意匠にも留意する必要があることから、空調機室外機を建築意匠に支障のない場所に移設後、建物内の冷媒配管につなげる方法が最適である。

これら工事を施工できるのは、ESCO 事業者として今回移設の対象となる空調機室外機を過去に設置し、当博物館内の配管ルートや機能等を十分熟知しているうえに、安全かつ適切な施工計画を立案・施工できる能力を有する契約者のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び大阪府財務規則の運用第62条関係第1項第2号により、同社と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略するものである。